

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 小八林久保田下青鳥線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
比企郡吉見町大字中新井 字天神町七〇二番地先か ら同郡同町大字中新井字 天神町七〇六番地先まで		区 間
一〇・二六〽一二・三六	一〇・一五〽一二・三四	敷地の幅員 (メートル)
七八・七八		延長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考